

## 令和5年度 大阪都市計画局建設工事請負契約に係る 入札・契約制度について

令和5年4月1日以降に公告する案件において、大阪都市計画局が採用する建設工事の請負契約に係る入札・契約制度は、以下のとおりとする。

- ① 随意契約を除き、原則として電子入札による条件付一般競争入札とする。このうち、技術力を必要とする工事等については、総合評価落札方式又は条件付一般競争入札（実績申告型）を採用することができる。  
ただし、早期に対応する必要がある工事については、紙入札による条件付一般競争入札（事前審査型）とすることができる。
- ② 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む価格をいう。以下同じ。）が22.8億円以上の工事については国際競争入札とする。
- ③ 単価契約による発注工事は、条件付一般競争入札若しくは通常指名競争入札とする。
- ④ 予定価格が9千万円以上の工事については、原則として、入札参加者に特定建設業許可を求め、配置技術者として専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者に限る。）を配置できることを入札参加条件として求めるものとする。ただし、建築一式工事については1億円以上とする。  
また、予定価格が上記に記載する金額未満の工事の発注についても、その工事内容に応じて、発注者の判断により、入札参加者に特定建設業許可及び上記の専任の監理技術者の配置を入札参加条件として求めることができる。
- ⑤ 令和4年度中に完成検査を受けた都市整備部、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）及び大阪都市計画局発注工事で、64点以下の工事成績点を取得していない者であること（経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体として受注した工事も含む。）。なお、官公需適格組合にあつては、当該組合及びすべての組合員について、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について、当該要件を満たす者であること。

## (土木一式工事)

- (1) 予定価格が2千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事D等級に属する建設業者（府内業者（大阪府内に建設業法上の主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）に限る。）を対象とする。
- (2) 予定価格が2千万円以上で9千万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事C等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (3) 予定価格が9千万円以上で3.5億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事B等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。
- (4) 予定価格が3.5億円以上で9億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事A等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。
- (5) 予定価格が9億円以上で13.5億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事A等級に属する建設業者と土木一式工事B等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体を対象とする。なお、土木一式工事B等級に属する建設業者は府内業者でなければならない。
- (6) 予定価格が13.5億円以上で22.8億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事AA等級に属する建設業者と土木一式工事A等級に属する建設業者の二者、土木一式工事A等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体及び土木一式工事AA等級に属する建設業者(単体)を対象とする。

なお、特定建設工事共同企業体の場合、二者のうち一者以上は府内業者でなければならない。
- (7) 条件付一般競争入札（事前審査型）による土木一式工事の発注については、上記の予定価格による等級の基準によらず、案件に応じて、発注者の判断により対象とする建設業者の等級を定めることができる。

## (建築一式工事)

- (1) 予定価格が5千万円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事D等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (2) 予定価格が5千万円以上で1.8億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事C等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。
- (3) 予定価格が1.8億円以上で6億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事B等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

**(専門工事)**

(1) 専門工事は、次表の工事種別をいう。

杭工事(既製杭、場所打ち杭)	塗装工事(改修工事に限る。)	電波障害対策工事、テレビ共聴設備工事
撤去工事(階上解体除く)	アスベスト対策工事	電気通信工事
造園工事	消防施設工事	昇降機設備工事
防水工事(改修工事に限る。)	浴槽設備工事	

(2) 専門工事に入札参加可能な企業形態は、単体企業及び組合（杭工事、昇降機設備工事を除く。）とする。

(3) 工事に入札参加する者は、工事金額及び工事種別に応じ、次表のと通りの建設業の許可を有するものとする。

工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)	
		特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可
(1)	アスベスト対策工事	1億円未満	1億円以上
(2)	杭工事(既製杭、場所打ち杭) 撤去工事(階上解体除く) 造園工事 防水工事(改修工事に限る。) 塗装工事(改修工事に限る。)	9千万円未満	9千万円以上
(3)	浴槽設備工事 電波障害対策工事 テレビ共聴設備工事 電気通信工事 消防施設工事	1億3千万円未満	1億3千万円以上
(4)	昇降機設備工事	全て	

(4) 専門工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。ただし、撤去工事は、案件ごとに設定する。

(5) 専門工事（昇降機設備工事は除く）における工事金額に応じた区分評点は、次表のとおりとする。

区分評点 工事金額(税込み)	840点以上	840点未満 760点以上	760点未満 690点以上	690点未満
1億5千万円以上	○			
1億5千万円未満	○	○		
7千万円未満	○	○	○	
3千万円未満	○	○	○	○

※区分評点 ①府内業者は、経営事項審査総合評定値に100点を加算したものとする。組合の場合は、全ての組合員が府内業者であること。

②府外業者は、経営事項審査総合評定値とする。

### (交通安全施設工事 (構造物))

- (1) 予定価格が1千万円未満の交通安全施設工事 (構造物) の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者 (府内業者に限る。) を対象とする。
- (2) 予定価格が1千万円以上の交通安全施設工事 (構造物) の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、予定価格が1千万円以上の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、原則としてとび・土工・コンクリート工事の総合点数800点以上 (府内業者にあつては700点以上) の建設業者を対象とし、予定価格が1千万円未満の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、とび・土工・コンクリート工事の総合点数700点以上 (府内業者に限る。) の建設業者を対象とする。